

令和7年 第1回 宇都宮市教育委員会

付 議 事 件 表

令和7年1月20日

1 報告事項

議案番号	件 名	頁	会議公開 (予定)
報告第1号	教育行政相談の内容と対応について	1	×
報告第2号	宇都宮市学校運営協議会の試行的導入事業におけるモデル校の指定等について	2	○
報告第3号	令和6年度小・中学校卒業式あいさつ文について	3	×
報告第4号	「トマト料理コンクール」最優秀賞受賞作品の販売について	4	○

3 その他

番号	件 名	頁	会議公開 (予定)
(1)	通学区域弾力化等による令和7年度入学者の募集結果について	資料	○
(2)	令和7年宇都宮市二十歳を祝う成人のつどいの実施結果について	資料	○
(3)	令和6年度優良PTA文部科学大臣表彰の受賞について	資料	○
(4)	第11回蓮正記念全国競技かるた宇都宮大会の開催結果について	資料	○
(5)	第30回うつのみや百人一首市民大会の開催結果について	資料	○
(6)	第26回(令和6年度)うつのみやジュニア芸術祭事業報告について	資料	○
(7)	伝統文化フェスティバルの結果報告について	資料	○
(8)	「宇都宮市文化財保存活用地域計画」の策定について	資料	○
(9)	第38回宇都宮マラソン大会開催結果について	資料	○

報告第2号

宇都宮市学校運営協議会の試行的導入事業におけるモデル校の指定等について
宇都宮市学校運営協議会の試行的導入事業におけるモデル校の指定、モデル校への
学校運営協議会の設置及び学校運営協議会委員の委嘱について、次のように報告する。

令和7年1月20日提出

宇都宮市教育委員会
教育長 小堀 茂雄

別紙のとおり

宇都宮市学校運営協議会の試行的導入事業におけるモデル校の指定等について

1 宇都宮市学校運営協議会の試行的導入事業

(1) 目的

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第47条の5の規定に基づく学校運営協議会に関し、本市における有効性を検証するとともに、宇都宮市立小学校及び中学校の各学区において取り組んでいる魅力ある学校づくり地域協議会を生かした「地域とともにある学校づくり」のより一層の充実を図る。

(2) 内容

宇都宮市立小学校及び中学校から指定するモデル校に学校運営協議会を試行的に設置し、学校運営協議会の役割に関すること等について調査研究を行う。

(3) 実施期間

令和7年度、8年度の2年間

(令和6年度に事業実施の準備としてモデル校を指定し、学校運営協議会を設置)

2 モデル校の指定等

(1) モデル校の指定

次の学校を、モデル校として令和7年1月10日に指定

(指定期間は、原則として令和8年度末まで)

- ・ 宇都宮市立清原南小学校
- ・ 宇都宮市立雀宮南小学校
- ・ 宇都宮市立一条中学校
- ・ 宇都宮市立河内中学校

(2) 学校運営協議会の設置

モデル校に、学校運営協議会を令和7年1月10日に設置

(設置期間は、原則として令和8年度末まで)

(3) 学校運営協議会委員の委嘱

モデル校の校長による推薦者(魅力ある学校づくり地域協議会の委員等)を、学校運営協議会委員として令和7年1月10日に委嘱

(任期は令和6年度末までとし、再任を妨げない)

[委員数]

- ・ 宇都宮市立清原南小学校 31名
- ・ 宇都宮市立雀宮南小学校 21名
- ・ 宇都宮市立一条中学校 28名
- ・ 宇都宮市立河内中学校 16名

宇都宮市学校運営協議会の試行的導入事業の実施に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、宇都宮市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が宇都宮市学校運営協議会（以下「運営協議会」という。）の試行的導入事業（以下「CSモデル事業」という。）を実施することについて、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 CSモデル事業は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第47条の5の規定に基づく運営協議会に関し、本市における有効性を検証するとともに、宇都宮市立小学校及び中学校（以下「学校」という。）の各学区において取組を行っている魅力ある学校づくり地域協議会（以下「地域協議会」という。）を生かした「地域とともにある学校づくり」のより一層の充実を図ることを目的とする。

(モデル校の指定)

第3条 教育委員会は、前条の目的を達成するため、学校からモデル校を指定するものとする。

- 2 モデル校の指定は、教育委員会が、公募により行うものとする。
- 3 モデル校の指定期間は、原則として、指定の日から令和8年度末までとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、教育委員会が必要と認めるときは、モデル校の指定を解除又は指定期間を変更することができる。

(モデル校における運営協議会の設置等)

第4条 教育委員会は、モデル校に運営協議会を設置する。

- 2 モデル校における運営協議会の設置等については別に定める。

(CSモデル事業の調査研究)

第5条 教育委員会は、CSモデル事業の実施に関する次に掲げる事項について、調査研究を行う。

- (1) モデル校における地域協議会及び運営協議会の一体的な実施に関すること
 - (2) 運営協議会の役割に関すること
 - (3) 運営協議会の委員の任命及び報酬に関すること
 - (4) 運営協議会の会議における議事及び協議等に関すること
 - (5) 運営協議会の庶務に関すること
 - (6) モデル校以外の学校における地域と連携した教育活動及び地域協議会の会議並びに活動の充実に関すること
- 2 モデル校及びその運営協議会は、CSモデル事業の検証等に協力するものとする。

3 モデル校及びその運営協議会は、教育委員会の求めに応じて、CSモデル事業に関する意見を述べるものとする。

(外部機関の諮問)

第6条 教育委員会は、CSモデル事業に関し、前条第3項の規定によるほか、運営協議会の試行的導入事業に係る検討会議（以下「検討会議」という。）から意見を聴取するものとする。

2 検討会議は、第2条の目的を達成するため、前項に規定する意見を述べるほか、教育委員会に対して随時必要な助言を行うものとする。

3 検討会議の設置については別に定める。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、CSモデル事業に関し必要な事項は別に定める。

制定文

この要綱は、令和6年4月1日から適用する。

宇都宮市学校運営協議会の試行的導入事業における学校運営協議会の設置等に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、宇都宮市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う学校運営協議会の試行的導入事業（以下「CSモデル事業」という。）において学校運営協議会の試行的導入事業の実施に関する要綱第7条の規定に基づき、同要綱第3条に規定する学校（以下「モデル校」という。）に試行的に設置する学校運営協議会（以下「運営協議会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(運営協議会の役割)

第2条 運営協議会は、学校運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、教育委員会及びモデル校の校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の学校運営への参画や、保護者及び地域住民等による学校運営への支援・協力を促進することにより、学校と保護者及び地域住民等との信頼関係を深め、学校運営の改善や児童生徒の健全育成に取り組むものとする。

2 前項の場合において、運営協議会は、主に宇都宮市魅力ある学校づくり地域協議会活動推進事業実施要綱第4条第2項第1号に規定する「活力ある学校づくりへの参画」に取り組むものであり、モデル校の魅力ある学校づくり地域協議会（以下「地域協議会」という。）が取り組む同要綱第4条第2項第2号から第4号までに規定する事業との一体的な推進を図るため、当該モデル校の地域協議会と連携を図るものとする。

(設置)

第3条 教育委員会は、宇都宮市学校運営協議会試行的導入事業の実施に関する要綱第3条の規定により指定されたモデル校に、運営協議会を置くものとする。

2 運営協議会の設置期間は、原則として、設置の日から令和8年度末までとする。

3 前項の規定にかかわらず、教育委員会が必要と認めるときは、運営協議会の設置期間を変更することができる。

(学校運営に関する基本方針の承認)

第4条 モデル校の校長は、次に掲げる事項について毎年度基本的な方針を作成し、運営協議会の承認を得るものとする。

- (1) 教育目標及び学校経営の方針に関すること
- (2) 教育課程の編成の方針に関すること
- (3) その他、モデル校の校長が必要と認める事項

2 モデル校の校長は、前項で承認された基本的な方針に従って学校運営を行うものとする。

(学校運営等に関する意見の申出)

第5条 運営協議会は、モデル校における学校運営に関する事項について、教育委員会又はモデル校の校長に対して、意見を述べることができる。

2 運営協議会は、前条に定める基本的な方針の実現に資する職員の配置に関する意見(特定の個人に関するものを除く。)を、教育委員会を經由し、栃木県教育委員会に対して述べることができる。

3 運営協議会が前2項の規定により教育委員会に意見を述べるときは、あらかじめモデル校の校長の意見を聴いた上で、モデル校の校長を經由して行うものとする。

(学校の運営に関する評価)

第6条 運営協議会は、モデル校の教育活動その他の学校運営の状況について、モデル校ごとに毎年度1回以上の評価を行うものとする。

2 前項で行う評価は、宇都宮市立学校の管理運営に関する規則第36条に規定する学校の自己評価及び学校関係者評価の結果を踏まえて行うものとする。

(住民等の参画の促進等のための情報提供)

第7条 運営協議会は、モデル校の運営について、保護者及び地域住民等の理解、協力、参画等を促進するため、協議の結果に関する情報を積極的に提供しよう努めるものとする。

(委員の委嘱)

第8条 運営協議会の委員は、原則として、モデル校の地域協議会の委員からモデル校の校長が推薦し、教育委員会が委嘱する。

2 モデル校の校長は、前項に掲げる者以外も、必要に応じて運営協議会の委員(以下「委員」という。)として推薦することができる。

3 委員の任期は、委嘱の日から当該年度の末日までとし、再任を妨げない。

4 委員の任期途中の解嘱により、新たに委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員の謝金)

第9条 委員の謝金は年額12,000円とする。

2 前項の規定によらず、次の場合の謝金の額は、その在職月数を基礎として月割りにより計算した額とする。

(1) 委員の任期が12か月に満たない場合。

(2) 委員が任期の途中において解嘱又は死亡した場合。

(守秘義務等)

第10条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) モデル校及びその運営協議会の運営に著しく支障をきたす言動を行うこと。

(2) その他、委員としてふさわしくない行為を行うこと。

(会長及び副会長)

第11条 運営協議会に、会長1名及び副会長若干名(モデル校の校長を含む。)を置くものとし、原則として、モデル校の地域協議会の同職名の者が兼ねるものとする。

2 会長は、運営協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する副会長がその職務を代理する。

4 任期は、委嘱の日から当該年度の末日までとし、再任を妨げない。

(会議)

第12条 運営協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、委員の解嘱などのために会長及び副会長を置いていない期間に招集する会議は、モデル校の校長が招集し、その議長となる。

2 運営協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 運営協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

4 第1項の規定にかかわらず、会長は、災害の発生、感染症のまん延の防止その他の理由により、会議を招集することができないその他やむを得ない理由があると認めるときは、議事の概要を記載した書面又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)を運営協議会の各委員に回付し、会議に替えることができる。

5 第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第2項中「運営協議会は」とあるのは「運営協議会の審議は」と、「出席しなければ会議を開くことができない」とあるのは「書面又は電磁的記録により回答しなければ、成立しない」と、第3項中「出席」を「書面又は電磁的記録による回答を」と読み替えるものとする。

(会議の公開)

第13条 運営協議会の会議は、公開する。ただし、運営協議会が特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

2 運営協議会の会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、会長に申し出なければならない。

3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(研修及び支援)

第14条 教育委員会は、委員(予定者を含む。)に対して、運営協議会及び委員の役割、責任等について正しい理解を促すため、必要と認めた時又は運営協議会の求めがあったときは、研修その他の必要な支援を行うものとする。

(運営協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第15条 教育委員会は、運営協議会の運営状況についての的確に把握し、必

要に応じて、指導及び助言を行うとともに、運営協議会の運営が適正を欠くことによってモデル校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、運営協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずるものとする。

- 2 教育委員会及びモデル校の校長は、運営協議会が適切な合意形成を行うことができるよう、必要な情報提供に努めなければならない。

(委員の解嘱)

第16条 教育委員会は、委員が次の各号のいずれかに該当するときは、その委員を解嘱することができる。

- (1) 委員から辞嘱の申出があったとき。
- (2) 第10条（第1項後段を除く。）の規定に違反したとき。
- (3) 心身の故障のため職務を執行することができないと認められるとき。
- (4) その他解嘱に相当する事由が認められるとき。

- 2 モデル校の校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

(補則)

第17条 この要領に定めるもののほか、運営協議会の設置等に関し必要な事項は別に定める。

制定文

この要領は、令和6年4月1日から適用する。

報告第4号

「トマト料理コンクール」最優秀賞受賞作品の販売について

「トマト料理コンクール」最優秀賞受賞作品の販売について、次のように報告する。

令和7年1月20日提出

宇都宮市教育委員会

教育長 小堀 茂雄

別紙のとおり

「トマト料理コンクール」最優秀賞受賞作品の販売について

◎ 趣旨

令和6年度「トマト料理コンクール」最優秀賞受賞作品を、JAうつのみやの協力の下、宇都宮市産トマトを使用し、障がい者支援施設が販売することについて報告するもの

1 販売内容

- ・ 児童生徒が食への興味・関心を高められるよう、小・中学生を対象に開催した「トマト料理コンクール」において、最優秀賞を受賞した「大葉香る肉巻きトマトチーズがけ」を、障がい者支援施設である「チャレンジドファーム宇都宮」が販売する。
- ・ JAうつのみやの協力により、宇都宮市産トマトを使用する。

2 販売日

令和7年2月4日（火）午前11時から午後1時
2月7日（金）午前10時から午後2時30分
※ なくなり次第終了

3 販売場所

障がい者支援施設等製品販売所「わく・わくショップU」（市役所1階）

4 販売数・販売価格

弁当のおかずとして、各日40個販売予定、価格500円（税込）

〔参考〕 トマト料理コンクール入賞作品

	料理名	レシピ考案者	学校名・学年
最優秀賞	大葉香る肉巻きトマトチーズがけ	柳 実那	泉が丘中 ・2年
優秀賞	栄養満点！もぐもぐ！美味しい！トマト炒め！	小野寺莉愛	瑞穂野中 ・3年
	疲労回復！トントマしょうが焼き	大井 天	豊郷中 ・3年
審査員特別賞	ジューシー！油揚げのトマト肉詰め	大島 隆矢	横川西小 ・3年
佳作 (点数順)	ごはんが進む！枝豆とコーンのトマト丼	仁平 隼弥	ゆいの杜小・6年
	激ウマ！！トマト麻婆豆腐	小田 瑛翔	峰小 ・6年
	豚しゃぶの濃厚トマトソースがけ	関川 柚香	作新学院中・2年
	リコピンたっぷりジャ〜ライス	長島 愛奈 長島 芽愛	豊郷中 ・2年 豊郷中央小・5年

※ 入賞作品は、受賞者の在籍校など、一部の学校において給食での提供を予定



〔大葉香る肉巻きトマトチーズがけ〕



〔最優秀賞作品弁当イメージ〕

通学区域弾力化制度等による令和7年度入学者の募集結果について

1 ライトラインを利用した通学区域弾力化制度

(1) 申請状況

- ・ 募集期間 令和6年10月1日(火)～令和7年1月15日(水)
- ・ 申請者数 新1年生2名(今泉小, 泉が丘小)
 ※隣接校との通学区域弾力化制度による平石中央小への申請者
 新1年生2名(石井小, 陽東小)

(2) 対応

- ・ 隣接校との通学区域弾力化制度による申請者も含め, すべての申請者について入学を承認した。
- ・ より多くの児童を確保するため, 募集人数に達していない全ての学年において二次募集を行う。
 - ① 募集期間 令和7年1月16日(木)～3月7日(金)
 - ② 募集内容 下表の人数を募集し, 先着順で入学を承認する。

学年	新1	新2	新3	新4	新5	新6
募集人数	5名	3名	3名	8名	14名	13名

○平石中央小学校

学年	募集人数 (当初)	募集人数 (最終)※1	申請者総数※2 (うちライトライン 利用申請者)	対応	二次 募集 実施
新1	6名程度	9名	4(2)名	全員入学承認	
新2	3名程度	3名	0名	—	
新3	3名程度	3名	0名	—	
新4	9名程度	8名	0名	—	
新5	14名程度	14名	0名	—	
新6	13名程度	13名	0名	—	
計			4(2)名		

※1: 令和7年1月15日時点の在校生数等(学区内児童等)から算出した最終的な募集人数

※2: 「ライトラインを利用した通学区域弾力化制度」と「隣接校との通学区域弾力化制度」(石井小, 陽東小⇒平石中央小)による申請者の合計

2 隣接校との通学区域弾力化制度

(1) 申請状況

- ・募集期間 令和6年10月1日(火)～令和7年1月15日(水)
- ・申請者数 小学校 新1年生 8名
中学校 新1年生 3名, 新3年生 1名

(2) 対応

- ・全ての申請者について入学を承認した。

校種	相手校	受入校	学年	申請者数	計
小学校	富士見小	西原小	新1	1名	8名
	石井小	平石中央小	新1	1名	
	明保小	桜小	新1	1名	
	横川東小	瑞穂野北小	新1	1名	
	陽東小	平石中央小	新1	1名	
	五代小	雀宮南小	新1	2名	
	ゆいの杜小	清原中央小	新1	1名	
中学校	陽西中	城山中	新1	2名	4名
	清原中	陽東中	新1	1名	
	豊郷中	田原中	新3	1名	

(3) 国本西小における通学区域弾力化制度の弾力的運用について

- ・入学相談会の開催や周辺幼稚園における案内の配布など、周知を進めてきたところであるが、現時点で申請者がいないことから、募集期間を令和7年3月7日(金)まで延長する。
⇒市ホームページや「教えて!ミヤリー」への掲載, 庁舎内のチラシの掲示により周知を図る。

3 小規模特認校制度

(1) 申請状況

- ・ 募集期間 令和6年10月1日（火）～令和7年1月15日（水）
- ・ 申請者数 清原北小 新1年生9名，新2年生1名
城山西小 新1年生9名，新4年生1名，新5年生1名

(2) 対応

○ 清原北小学校

- ・ すべての申請者について入学を承認した。
※新1年生への対応について
募集人数（最終）を上回る申請者数であるが，全てを受け入れたときの全校児童数（113名）が120名を超えず，教育活動上支障がないことから，入学を承認することとする。
- ・ 募集人数に達していない学年については，より多くの児童を確保するため，二次募集を行う。
 - ① 募集期間 令和7年1月16日（木）～3月7日（金）
 - ② 募集内容 下表内容により募集し，先着順で入学を承認する。

学年	新1	新2	新3	新4	新5	新6
募集人数	—	5名	1名	—	4名	—

学年	募集人数 (当初)	募集人数 (最終) ※1	申請者数	対応	
新1	9名程度	7名	9名	全員入学承認	—
新2	6名程度	6名	1名	全員入学承認	二次募集実施
新3	2名程度	1名	0名	—	二次募集実施
新4	—	—	—	—	—
新5	4名程度	4名	0名	—	二次募集実施
新6	—	—	—	—	—
計			10名		

※1：令和7年1月15日時点の在校児童数等（学区内児童と特認校制度利用児童等）を踏まえて算出した最終的な募集人数

○城山西小学校

- ・すべての申請者について入学を承認した。
- ・募集人数に達していない学年については、より多くの児童を確保するため、二次募集を行う。

① 募集期間 令和7年1月16日（木）～3月7日（金）

② 募集内容 下表内容により募集し、先着順で入学を承認する。

学年	新1	新2	新3	新4	新5	新6
募集人数	1名	—	4名	—	—	5名

学年	募集人数 (当初)	募集人数 (最終) ^{※1}	申請者数	対応	
新1	12名程度	10名	9名	全員入学承認	二次募集実施
新2	—	—	—	—	—
新3	4名程度	4名	0名	—	二次募集実施
新4	1名程度	1名	1名	全員入学承認	—
新5	1名程度	1名	1名	全員入学承認	—
新6	5名程度	5名	0名	—	二次募集実施
計			11名		

※1：令和7年1月15日時点の在校生数等（学区内児童と特認校制度利用児童等）を踏まえて算出した最終的な募集人数

令和7年宇都宮市二十歳を祝う成人のつどいの実施結果について

1 出席状況

平成16年4月2日～平成17年4月1日の間に生まれた本市在住者

	令和7年(令和6年度)		令和6年(令和5年度)	
	該当者	出席者	該当者	出席者
総数	5,648人	4,046人	5,495人	3,927人
出席率	71.6%		71.5%	

2 実施結果

- ・ 宇都宮東武ホテルグランデなど、ホテル・結婚式場で17中学校開催のほか宇都宮駅東交流拠点施設（ライトキューブ宇都宮）で8中学校開催した。
- ・ 今年度より電子受付システムを導入し、前日までに推定出席者数（3,953人）のうち96.4%の新成人が参加申込みを行ったことにより、入場をスムーズに行うことができた。新成人や地域の実施委員からのアンケートでも便利になったと好評であった。
- ・ 電子受付システムを導入し、参加者のメールアドレスを取得できたことにより、インフルエンザの急激な増加に伴う注意喚起を参加者にお知らせすることができた。

※参考 裏面 「令和7年二十歳を祝う成人のつどいの会場一覧」

令和7年宇都宮市二十歳を祝う成人のつどい 会場一覧

参考

開催日	令和7年1月12日（日曜日）	
開催時間	午前開催	午後開催
受付	午前9時30分～10時	午後1時30分～2時
式典等	午前10時～	午後2時～

中学校区など	会場	
	午前開催	午後開催
一条中学校区		ライトキューブ宇都宮
陽北中学校区 栃木県立のざわ特別支援学校 栃木県立わかくさ特別支援学校		ホテル東日本宇都宮
旭中学校区	ライトキューブ宇都宮	
陽南中学校区	ベルヴィ宇都宮	
陽西中学校区 作新学院中等部 宇都宮短期大学附属中学校 文星芸術大学附属中学校 栃木県立盲学校 栃木県立聾学校 宇都宮大学教育学部附属特別支援学校		ライトキューブ宇都宮
星が丘中学校区	東武ホテルグランデ	
陽東中学校区 宇都宮東高等学校附属中学校	ライトキューブ宇都宮	
泉が丘中学校区		ライトキューブ宇都宮
宮の原中学校区	ライトキューブ宇都宮	
清原中学校区 宇都宮海星女子学院中学校		ライトキューブ宇都宮
横川中学校区		Cotoneau
瑞穂野中学校区	Cotoneau	
豊郷中学校区	ホテル東日本宇都宮	
国本中学校区		ホテル東日本宇都宮
城山中学校区		コンセーレ
晃陽中学校区 栃木県立富屋特別支援学校	コンセーレ	
姿川中学校区	ホテルニューイタヤ	
雀宮中学校区	ホテルニューイタヤ	
鬼怒中学校区	ライトキューブ宇都宮	
宝木中学校区 宇都宮大学教育学部附属中学校		東武ホテルグランデ
若松原中学校区		ベルヴィ宇都宮
上河内中学校区	ホテルマイステイズ宇都宮	
古里中学校区	ホテル東日本宇都宮	
田原中学校区		ホテル東日本宇都宮
河内中学校区 栃木県立岡本特別支援学校	ホテル東日本宇都宮	

令和6年度優良PTA文部科学大臣表彰の受賞について

◎ 趣旨

優良PTA文部科学大臣表彰の決定について、報告するもの

1 優良PTA文部科学大臣表彰の概要

文部科学省では、PTAの健全な育成、発展に資することを目的として、PTAの本来の目的・性格に照らし、優秀な実績を挙げているPTAを表彰している。

2 受賞について

(1) 受賞団体

宇都宮市立一条中学校 PTA

(2) 選考理由

- ・ PTA活動が一部の会員のみではなく、会員全体で組織的に取り組まれている。一方で、共働き家庭やひとり親家庭への対応や教員の働き方改革など、家庭や学校を取り巻く環境の変化に対応した様々な工夫がされている。
- ・ デジタル技術を活用した事務受付を実施し、PTA及び教員の負担軽減につなげている。
- ・ PTAで発行している広報紙に積極的に取り組み、コロナ禍においても途切れることなく発行し、地域への重要な情報発信ツールとなっている。
- ・ 生徒やPTA、地域協議会の委員で議論する「地域未来会議」において、生徒からの提言で始まった事業にPTAとして積極的に協力し、生徒と地域の方々の交流の場を創出することに寄与している。

(3) 表彰式

日時 令和7年2月28日（金）10：30～11：00

場所 文部科学省東館 3階 第一講堂

（東京都千代田区霞が関3-2-2）

※対面とオンライン配信を組み合わせ実施します。

第11回 蓮生記念全国競技かるた宇都宮大会の開催結果について

1 大会概要

- (1)日時 ①令和6年 9月 8日(土) 午前9時30分～午後7時00分(E級)
 ②令和6年10月26日(土) 午前9時30分～午後9時00分(A～D級)
- (2)会場 ①ユウケイ武道館
 ②ブレックスアリーナ宇都宮(宇都宮市体育館)
- (3)主催 宇都宮かるた会, うつのみや百人一首市民大会実行委員会
- (4)公認 一般社団法人全日本かるた協会
- (5)後援 宇都宮市, 宇都宮市教育委員会
- (6)参加 主に関東支部や隣接県に在住している方で, 983名(A～D級:839名
 E級:144名)の申込があり, 当日は, 905名(A～D級:784名
 E級:121名)が参加し, 各段の昇段(4段以上のA級, 3段のB級, 2段のC級, 初段のD級, 初段を志すE級)を目指し, 腕を競い合った。
- 【参考】R5申込:921人 当日参加:846人
 R4申込:751人 当日参加:441人
 R1申込:1,262人 当日参加:1,030人

2 競技結果

A級	優勝	神宮 優理	群馬県高文連・中央中等教育学校
153名	優勝	中川 琢馨	ことのは会
	優勝	田中 雅貴	千葉漣かるた会
	準優勝	秋元 幸多	東京大学かるた会
	準優勝	中山 拓海	東京大学かるた会
	準優勝	朝日 雄大	早稲田大学かるた会
B級-1	優勝	松下 卓央	東京大学かるた会
55名	準優勝	廣瀬 史織	川崎かるた会
B級-2	優勝	織田 愛乃	筑波大学歌留多部
58名	準優勝	相馬 彩愛	千葉しらつゆ会
B級-3	優勝	結城 美桜	あけのほし
55名	準優勝	江原 慶吾	千葉しらつゆ会
B級-4	優勝	曾我 美智子	早稲田大学かるた会
54名	準優勝	吉田 唯葉	ひさかた会
C級-1	優勝	道副 龍乃介	東京大学かるた会
27名	準優勝	木暮 陸斗	新田かるた会
C級-2	優勝	石川 舞	宇都宮かるた会
28名	準優勝	山田 百恵	栃木県高文連・宇都宮女子高校
C級-3	優勝	青木 仁美	神奈川県高文連・横浜平沼高校
24名	準優勝	後藤 晴喜	仙台鶴会
C級-4	優勝	金子 心咲	群馬県高文連・高崎女子高校
26名	準優勝	渡辺 那奈	法政大学かるた会
C級-5	優勝	南原 佳奈	大宮さくら会
26名	準優勝	石井 友基	法政大学かるた会

C級-6	優勝	小野田 光希	青稜かるた会
27名	準優勝	橋本 愛乃	茨城県高文連・銚田第一高校
C級-7	優勝	大谷 歩美	千葉しらつゆ会
27名	準優勝	宇野 瑠華	早稲田大学かるた会
C級-8	優勝	木村 咲月	東京大学かるた会
27名	準優勝	金森 夢夏	埼玉県高文連・春日部女子高校
D級-1	優勝	平田 遥花	栃木県高文連・宇都宮女子高校
29名	準優勝	菅谷 莉子	茨城県高文連・銚田第一高校
D級-2	優勝	楊 弘毅	東京大学かるた会
29名	準優勝	橋本 咲良	早稲田大学かるた会
D級-3	優勝	渡邊 洸太郎	明治大学かるた会
30名	準優勝	大関 惟叶	栃木県高文連・宇都宮中央高校
D級-4	優勝	大川 真侑	府中白妙会
27名	準優勝	杉田 澪	安積黎明かるた会
D級-5	優勝	小西 里佳	あけのほし
28名	準優勝	青木 恵	埼玉県高文連・浦和第一女子高校
D級-6	優勝	池亀 あかり	埼玉県高文連・春日部共栄高校
27名	準優勝	原田 理央	栃木県高文連・宇都宮高校
D級-7	優勝	根本 果凜	府中白妙会
27名	準優勝	馬路 慧寿	栃木県高文連・宇都宮高校
E級-1	優勝	伊藤 広樹	府中白妙会
13名	準優勝	内田 琳	東洋大学かるた会
E級-2	優勝	松田 虹香	埼玉県高文連（埼玉県立浦和第一女子高等学校）
14名	準優勝	伊藤 祐京	ちはやふる富士見
E級-3	優勝	大川 真侑	府中白妙会
14名	準優勝	吉村 文音	宇都宮かるた会
E級-4	優勝	青山 聡汰	栃木県高文連（宇都宮中央高等学校）
11名	準優勝	益子 杏菜	栃木県高文連（栃木県立宇都宮女子高等学校）
E級-5	優勝	砂川 愛佳	府中白妙会
13名	準優勝	三浦 凜太郎	栃木県高文連（栃木県立宇都宮高等学校）
E級-6	優勝	村上 美沙	栃木県高文連（栃木県立宇都宮女子高等学校）
13名	準優勝	塩谷 心彩	栃木県高文連（栃木県立宇都宮女子高等学校）
E級-7	優勝	大野 友楓	栃木県高文連（栃木県立宇都宮女子高等学校）
14名	準優勝	小川 登夢	一橋大学かるた会
E級-8	優勝	大関 惟叶	栃木県高文連（宇都宮中央高等学校）
14名	準優勝	西田 陽若	栃木県高文連（栃木県立宇都宮女子高等学校）
E級-9	優勝	白石 航大	栃木県高文連（栃木県立宇都宮高等学校）
15名	準優勝	井出 愛美流	群馬県高文連（健大高崎高校）

第11回 蓮生記念全国競技かるた宇都宮大会の様子

【A級】



【B～D級】



【E級】



第30回 うつのみや百人一首市民大会の開催結果について

1 大会概要

- (1)日時 令和6年11月10日（日）午前8時30分～午後4時00分
 ※衆議院総選挙の実施により，当初大会日程の10月27日から変更
- (2)会場 ブレックスアリーナ宇都宮（市体育館）
- (3)主催 うつのみや百人一首市民大会実行委員会，
 栃木県高等学校文化連盟小倉百人一首かるた専門部会，
 宇都宮・河内地区中学校文化連盟
- (4)協賛 宇都宮かるた会，宇都宮市小学校教育研究会，日本郵便株式会社，
 栃木県中部郵便局長会，宇都宮市内郵便局，栃木県かるた協会，株式会社オオミヤ，
 宇都宮ライトレール株式会社，株式会社立地評価，株式会社松井ピ・テ・オ・印刷，
 合同会社BOM，宇都宮徽章製作所，株式会社岸和田商会，株式会社五光，
 株式会社大石天狗堂，ミヤ・ジャズイン実行委員会
- (5)後援 栃木県教育委員会，宇都宮市民憲章推進協議会，宇都宮市文化協会，
 株式会社下野新聞社，株式会社栃木リビング新聞社，株式会社とちぎテレビ，
 NHK 宇都宮放送局，宇都宮ケーブルテレビ株式会社，株式会社栃木放送，
 株式会社エフエム栃木，タウン情報もんみや，宇都宮コミュニティFM ミヤラジ
- (6)協力 栃木県立宇都宮白楊高等学校
- (7)参加 103チーム，515名から申込があり，当日は88チーム，424人が参加
 【参考】R5 申込は85チーム（422人），参加は80チーム（395人）
 R4 申込は78チーム（299人），参加は77チーム（284人）
 R1 申込は145チーム（768人），参加は143チーム（721人）
 ※R2，3はコロナ禍により開催なし

2 競技結果

区分	部門	順位	チーム名・選手名	所属
団体戦	小学生下学年部門	優勝	たわらっ子3年	田原小学校
		準優勝	清原北小 KASA③	清原北小学校
		第3位	ふぞくファイターズ	宇都宮大学共同教育学部附属小学校
	小学生上学年部門	優勝	チームリゲル	五代小学校
		準優勝	東小すみのえ	東小学校
		第3位	春夏秋冬朝昼晩	東小学校
		第4位	ごだいめぼんちよー	宇都宮大学共同教育学部附属小学校
	中学生部門	優勝	向日葵	陽北中学校
		準優勝	愛がいちばん	瑞穂野中学校
第3位		じがだらが	姿川中学校	

	高校生部門	優勝	学ラン高校生	宇都宮高等学校
		準優勝	鳳梨	宇都宮女子高等学校
		第3位	ごんごぶろう	宇都宮女子高等学校
		第4位	マンゴーソーダ	宇都宮短期大学附属高等学校
		第5位	うきうききうい	宇都宮女子高等学校
	ファミリー部門	優勝	MTC	
		準優勝	レインボータイガー	
		第3位	合わせて5段	
	ファミリー初級部門	優勝	ふくからに	
		準優勝	B i r d 3	
		第3位	東小マザーズC	
		第4位	ぽすくまーず	
		第5位	陽南ファイターズ	
個人戦 初級クラス	経験者部門	優勝	内山 季方	
		準優勝	山田 陽葵	
		第3位	岸上 真子	
	初心者部門	優勝	大蔵 和花	
		準優勝	福田 優花	
		第3位	福富 知子	
		第4位	華山 栄実里	
		第5位	山本 悠稀	

3 その他

小学生上学年部門の上位4校については、12月14日（土）に大運寺檀信徒会館（材木町4-6）にて開催した「第14回うつのみや百人一首グランプリ決定戦」に出場した。

【競技結果】優勝：東小，準優勝：五代小，3位：宇大附属小，4位：姿川第一小

第30回 うつのみや百人一首市民大会の様子



第26回(令和6年度)うつのみやジュニア芸術祭事業報告について

■目的

次代を担う青少年を対象とした芸術祭を開催することで、青少年の芸術文化に対する意識の高揚を図るとともに、本市芸術文化の振興を担う人材を育成する。

事業名	期日／期間	会場	出品数及び参加団体数			観覧者数 (文芸は応募者)		
			第26回	第25回	比較増減	第26回	第25回	比較増減
ポスター原画展	10/4-8	市文化会館 展示室	365点	330点	+ 35点	2,357人	2,179人	+ 178人
学校美術展			612点	604点	+ 8点			
学校書道展	10/25-10/29	市文化会館 展示室	1,165点	1,179点	- 14点	3,542人	3,512人	+ 30人
学校音楽祭	9/20・28	市文化会館 大ホール	54団体	52団体	+ 2団体	2,000人	1,800人	+ 200人
学校演劇祭	10/25-26 (小中学校)	市文化会館 小ホール	8団体	8団体	± 0団体	1,000人	900人	+ 100人
	10/12-13 (高等学校)	市文化会館 小ホール	9団体	8団体	+ 1団体			
ジュニア音楽祭	10/27	市文化会館 大ホール	3団体	3団体	± 0団体	263人	252人	+ 11人
ジュニア文芸	11/30発刊		24,880点	24,692点	+ 188点	17,326人	17,100人	+ 226人
合 計			27,022点	26,805点	+ 217点	26,488人	25,743人	+ 745人
			74団体	71団体	+ 3団体			
表彰式	11/30	市役所 14大会議室						

第26回うつのみやジュニア芸術祭事業写真

～ ギャラリー部門 ～



学校美術展
ポスター原画展



学校書道展

～ ホール部門 ～



学校音楽祭

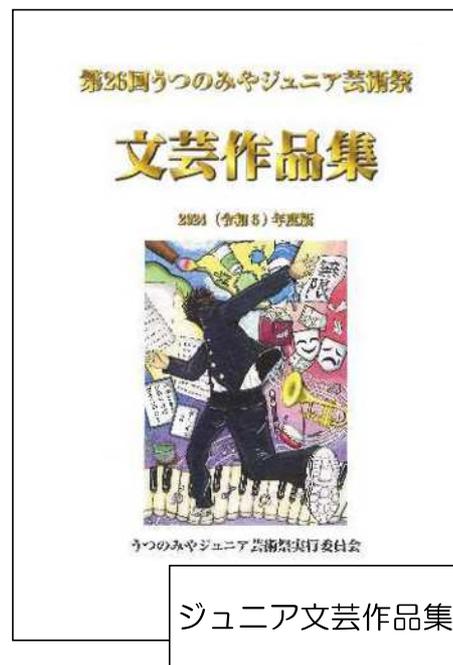


学校演劇祭



ジュニア音楽祭

～ 文芸部門 ～



ジュニア文芸作品集





宇都宮市
Utsunomiya City

「宇都宮市文化財保存活用地域計画」の 策定について

魅力創造部 文化都市推進課
(問い合わせ先 課長 吉澤 正浩 028-632-2761)



宇都宮市
Utsunomiya City

「宇都宮市文化財保存活用地域計画」の策定について

みんなでつなぐ 歴史文化の息づく交流都市 宇都宮を目指して
～本市の歴史文化資源を守り・活かしていくために「宇都宮市文化財保存活用地域計画」を策定！～

「宇都宮市歴史文化基本構想」に基づき取り組んできた歴史文化資源の保存・活用を更に推進するため、本市が持つ歴史文化資源の価値や魅力を市民が再発見・再認識できるようにするとともに、その保存や活用の取組について具体的に示す本計画を策定し、令和6年12月20日に文化庁の認定を受けました。

これにより地域社会全体で歴史文化資源を保存・活用する仕組みを構築したところであり、今後とも本市の歴史文化資源を後世に伝えるため、オール宇都宮で保存・活用に取り組んでまいります。

【文化財保存活用地域計画とは】

いままでは…

指定・登録に係る文化財を個別に保存・活用

古民家	遺跡	舞踊
仏像	神社仏閣	お祭り

これに加えて、
地域社会全体で文化財を継承

地域計画を作成すると…

未指定文化財も含めた地域の文化財の総合的・一体的な保存・活用

古民家	遺跡	舞踊
仏像	神社仏閣	お祭り

■保存活用のサイクルイメージ

(出典) 文化庁「文化財保存活用地域計画」パンフレットより

1 計画の特徴

(1) 歴史文化資源の更なる総合的・一体的な保存と活用の推進

「宇都宮市歴史文化基本構想」に基づき、歴史文化資源の保存・活用を個別に進めてきた中、これまで以上に歴史文化資源を総合的・一体的に保存・活用するため、個別具体的な取組をとりまとめ、市域全体や地区特性等に応じた歴史文化資源の保存・活用を推進します。

(2) 指定等文化財の防災・防犯のための取組や適切な保存・後継者の育成支援の推進

これまでも指定文化財の適正な管理のための修理や保存施設への支援や「地域の宝」を守り伝える「宇都宮市民遺産（みや遺産）」制度により支援を行ってきたところであり、引き続き、指定等文化財の適切な保存や後継者の育成支援に努めるとともに、近年全国的にも課題である災害等による指定等文化財の防災・防犯のための取組を推進します。

<主な事業>

- ・ **【新規】** 文化財レスキュー関係団体との連携
- ・ **【新規】** 指定等文化財防犯事業
- ・ **【拡充】** 宇都宮市民遺産（みや遺産）制度の運用（積極的な歴史文化資源の掘り起こし）
- ・ **【継続】** 指定文化財保存団体育成事業

(3) 本市の歴史文化の魅力をも効果的に発信するためのデジタル技術を活用した取組の推進

小中学生をはじめ、市民が市の歴史文化の魅力を知り、学び、体験できるとともに、国内外からの来訪者にも特色や魅力をわかりやすく伝え、観光振興につなげるため、デジタル技術を活用した効果的な情報発信を推進します。

<主な事業>

- ・ **【拡充】** 歴史文化資源の情報発信のためのデジタル環境の充実
- ・ **【拡充】** 公共交通等と連携した歴史文化資源の観光振興（ライトライン停留場と飛山城史跡公園の誘導機能強化 など）
- ・ **【継続】** 宮っ子伝統文化体験教室
- ・ **【継続】** 宇都宮学の推進

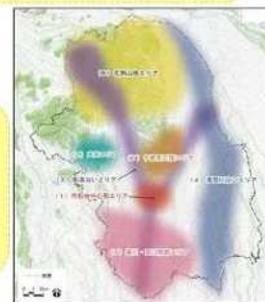
(4) 歴史文化保存活用エリアにおける取組の推進

歴史文化基本構想で設定した7つのエリア内に住む人々のシビックプライドの醸成や来訪者の歴史文化資源への興味・関心を向上させるため、各エリアにおける個別・具体的な保存・活用の取組を推進します。

<主な事業>

(大谷エリア)

- ・ **【新規】** 重要文化的景観「大谷の奇岩群と採石産業の文化的景観」の保存・活用
 - ・ **【拡充】** 日本遺産「地下迷宮の秘密を探る旅 大谷石文化が息づくまち宇都宮」に関連する取組（解説ボランティア養成講座 など）
- (鬼怒川沿いエリア)
- ・ **【拡充】** 飛山城史跡公園及び周辺歴史文化資源の活用



2 計画期間

令和7年度から令和12年度までの6年間

宇都宮市文化財保存活用地域計画の概要 序章～第1章

序章

1. 計画作成の背景と目的

平成29年度に市内に所在する歴史文化資源について現状や課題を整理し、保存活用の方針を定めた「宇都宮市歴史文化基本構想」を策定したが、デジタル技術の進化、少子高齢化による担い手不足など、本市の文化財を取り巻く環境が変化している。また、平成30年度には文化財保護法の改正により文化財保存活用地域計画の策定が法制化されるなど、地域の文化財の保存・活用を計画的、継続的に取り組む必要があるため、本市の歴史文化資源の保存・活用を一層推進するため地域計画を策定する。

2. 計画期間

本計画の上位に位置づく宇都宮市歴史文化基本構想は、2017（平成29）年度～2036（令和18）年度の20年間を目標期間としており、2025（令和7）年度時点で残り12年間である。本計画は、上記構想を2期に分けて実現するアクションプランとし、第1期の計画期間は、2025（令和7）年度～2030（令和12）年度の6年間とする。

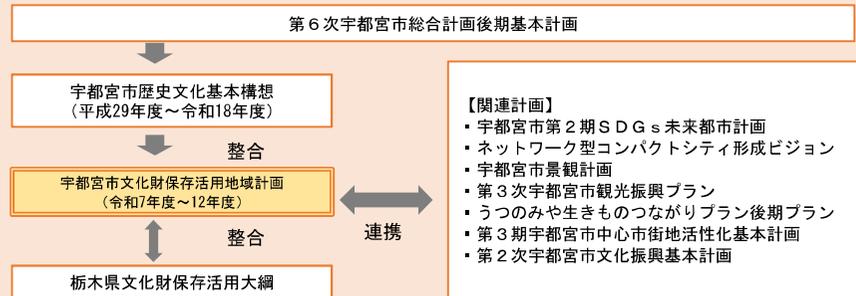
歴史文化基本構想（H29～R18）

本計画（R7～R12）

次期計画（R13～R18）

3. 計画の位置付け

本計画は、文化財保護法第183条の3に基づき、宇都宮市歴史文化基本構想を実現するためのアクションプランとして、第6次宇都宮市総合計画後期基本計画や庁内の関連計画、栃木県文化財保存活用大綱との整合・連携を図り、文化財の保存・活用の具体的な方策について記載する。



4. 計画対象

地域計画の対象である「文化財」は、我が国の長い歴史の中で生まれ、はぐくまれ、今まで守り伝えられてきた貴重な国民的財産を指し、指定等の有無を問わない。しかし、従前の「文化財」というワードでは、指定等文化財を想起する可能性が高いことから、本市では、「文化財」をより広い視点で捉えるため、宇都宮市歴史文化基本構想において「歴史文化資源」というワードを用いた。本計画でも、同じワードを用い、この「歴史文化資源」を計画対象とする。



第1章 宇都宮市の概要



1. 自然的・地理的環境

(1) 位置

・本市は栃木県のほぼ中央に位置し、北側は日光市、塩谷町、東側はさくら市、高根沢町、芳賀町、南側は真岡市、上三川町、下野市、西側は壬生町、鹿沼市と接している。

(2) 地形・地質

・南北に鬼怒川、田川、姿川の3本の河川が流れ、宇都宮丘陵の突端部には二荒山神社が鎮座し、その周辺に中心市街地が形成されている。

(3) 気候

・北に日光、塩原、那須の山々を背負い、内陸性の気候を示す。

(4) 動植物

・市街地やその周辺に残された樹林・湿地、北西部の山麓などに多様な動植物が確認されている。

2. 社会的環境

(1) 人口等の推移

・過去50年間にわたり人口が増加し続けており、北関東最大の人口規模を誇っている。

(2) 地域の変遷

・1954（昭和29）年から1955（昭和30）年に、隣接1町10か村を合併編入、2007（平成19）年には、上河内町及び河内町と合併。

(3) 市街地の密集度の推移

・1980（昭和55）年ころから人口集中地区が拡大したが、市街地の低密度化が進行している。

(4) 目指すまちづくり

・「スーパースマートシティ」は、「NCC」を土台に、「地域共生社会」「地域経済循環社会」「脱炭素社会」の3つの社会が、「人」づくりの取組や「デジタル」技術の活用によって発展する「夢や希望がかなうまち」であり、その実現を目指す。

(5) 交通機関

・鉄道では、南北にJR宇都宮線・東北新幹線・東武宇都宮線が、バス路線では、JR宇都宮駅を中心に放射状に延びている。ライトラインが2023（令和5）年に芳賀・宇都宮間で開業した。

(6) 観光入込客数・宿泊者数

・市への観光入込客数は、県内1位。宿泊者数は、県内2位。来訪目的は、餃子が多い。

(7) 産業構造

・本市の産業構造は、第1次産業から第2次産業まで幅広く構成されている。

(8) 大谷石産業

・北西部の大谷地域では大谷石の採石業が営まれており、現在も4か所の採石場が稼働している。

(9) 文化財展示施設・文化財保存管理施設

・市立6施設、県立3施設、民間1施設が所在している。

3. 歴史的背景

・日本列島の成り立ちから現代までの歴史について、以下の内容で通史的にまとめている。

(1) 日本列島の成り立ちと大谷石層の形成

(2) 原始・古代の宇都宮

(3) 中世の宇都宮

(4) 近世城下町として繁栄した宇都宮

(5) 町から市へ 宇都宮市の誕生

(6) 都市の発達と文化振興の芽生え

(7) 新たな文化交流都市を目指して

宇都宮市文化財保存活用地域計画の概要 第2章～第4章

第2章 宇都宮市の歴史文化資源の概要

1. 指定等文化財
 - ・文化財保護法、栃木県文化財保護条例、宇都宮市文化財保護条例によって指定、登録、認定等をされている歴史文化資源について記載。市内に所在する件数は486件。
2. 未指定文化財
 - ・歴史文化基本構想で把握した文化資源のうち、文化財保護法に基づく指定がされていないものに、周知の埋蔵文化財包蔵地と宇都宮市民遺産を追加、保存・活用する具体的な対象がない歴史上の人物を除外し把握。把握している未指定文化財の件数は974件。
3. 関連する制度
 - ・国の制度である日本遺産や本市独自の制度である宇都宮市民遺産（みや遺産）の概要及び構成文化財・認定一覧を記載。市民遺産の認定件数は20件。
4. 歴史文化資源の特徴
 - 有形文化財や記念物など指定未指定を問わず見えてきた本市の歴史文化資源を特徴ごとにまとめている。

第3章 宇都宮市の歴史文化の特徴

1. 歴史文化の特徴の抽出
 - ・市内に散在している歴史文化資源を、俯瞰的にまとまりをもって保存・活用するため、第1章、第2章を踏まえ、市固有の歴史や文化にまつわる地域的な特徴を抽出する。
2. 歴史文化の特徴の概要
 - (1) 今も昔も住みやすい関東平野の里山都市 うつのみや
 - ・南北に流れる川に挟まれた安定した台地上に、4万年前から人が住み始め、現在は北関東最大の都市になった。
 - (2) 文武に秀でた宇都宮氏の本拠地 うつのみや
 - ・鎌倉幕府の樹立や百人一首の成立に貢献した宇都宮氏とその家臣が本拠とした。
 - (3) 2つの街道の追分、水運の鬼怒川 人・物・情報の交流拠点 うつのみや
 - ・近世には日光道中・奥州道中の追分の地となり、鬼怒川沿いに水上輸送のための河岸がつくられた。他の時代においても、街道、河川、鉄道を通じて、人・物・情報が行き交った。
 - (4) 古代から現代まで 大谷石がづくり繫いだ石のまち うつのみや
 - ・加工がしやすい大谷石を使用し、古代には竪穴住居や磨崖仏、近世には宇都宮城や二荒山神社、近代には旧帝国ホテル等がつくられた。
 - (5) 古代国家を支えた下毛野氏基盤の地 うつのみや
 - ・5世紀に下毛野国造に任ぜられ、大宝律令の作成にも携わった下毛野氏は、本市が位置していた古代の河内郡を基盤としており、5世紀に築かれた笹塚古墳との関係が想像される。
 - (6) 徳川将軍も泊まった華やかな城下町 うつのみや
 - ・本多正純が整備した城下町には様々な業種の人々が集積し、二荒山神社の菊水祭付祭では各町から屋台や山車が繰り出し、宇都宮城は将軍が日光社参をする際の宿泊に使用された。
 - (7) 二度の戦災をたくましく生き抜いたまち うつのみや
 - ・1868（慶応4/明治元）年の戊辰戦争と1945（昭和20）年の太平洋戦争時の空襲で市街地がそれぞれ焼失し、大きな被害を受けたが、復興が進められた。
 - (8) 農村に生きた人々が築いた文化豊かな田園の地 うつのみや
 - ・田園地帯では、風雨順調・五穀豊穡を願って、獅子舞や天祭、彫刻屋台が繰り出す祭り等の伝統行事が行われてきた。

第4章 宇都宮市の歴史文化資源の保存・活用に関する現状

1. 歴史文化資源に関する既往の把握調査
 - (1) 埋蔵文化財調査
 - ・市内には600ヶ所以上の埋蔵文化財包蔵地があり、開発行為等により、やむをえず現状のまま保存できない場合に、工事に先立ち発掘調査を行って遺跡の記録を残しており、これまでに116件の報告書を作成している。
 - (2) 課題別一斉調査等
 - ・市独自の制度として「文化財調査員制度」を運用しており、市内を22の地区に分け、各地区に所在する歴史文化資源の発見と調査、指定文化財の現況確認調査を行うとともに、特定のテーマを設定し、一斉調査を行っている。
 - (3) その他の調査
 - ・天然記念物関連の調査や、根古谷台遺跡、飛山城跡、旧篠原家住宅、大谷の景観など、主要な歴史文化資源について各種調査や計画作成を行い、54件の報告書を作成している。
2. 歴史文化資源に関する取組
 - (1) 行政の取組
 - ①生涯学習や学校教育に関わる取組
 - ・宇都宮市文化財ボランティア協議会会員の案内による文化財めぐりや、学校へ伝統文化の保存団体や継承者を講師として派遣しての体験活動等を行っている。
 - ②普及啓発
 - ・情報発信や普及啓発に関わる取組として、HP「宇都宮の歴史と文化財」の運営やメールマガジンの配信を行っている。
 - (2) 民間の取組
 - ・歴史文化資源の保存や継承を目的とした保存会・愛護会が現時点で89団体結成され、それぞれが守る歴史文化資源に深い愛情と熱意をもって積極的に活動している。
 - (3) 歴史文化資源に関するアンケート
 - ・2023（令和5）年7月から8月にかけて、本計画を作成するにあたり、歴史文化資源の保存・活用に関わる民間団体の現状や課題を分析するため、アンケートを実施した。歴史文化資源に関連する取組を行っている90の民間団体のうち、69団体から回答を得た。回収率は76%だった。

<質問項目例>

- ・現在の会員等の平均年齢について
 - 高齢化が進んでいる。（70歳以上が24件、60代37件）
- ・歴史文化資源の保存・活用における課題として感じていることについて
 - 「会員等の高齢化」に次いで、順に「後継者不足」、「会員等の減少」、「財政的に厳しい」の回答が多く、活動を維持していくための人材や財源の確保が課題である。

宇都宮市文化財保存活用地域計画の概要 第5章～第6章

第5章 歴史文化資源の保存・活用に関する理念・基本方針

歴史文化基本構想で定めた基本理念、基本方針を受け継ぐ

『みんなでつなぐ 歴史文化の息づく交流都市 宇都宮』

～郷土の歴史を理解し、誇りをもって守り・活かし、みんなの力で未来につなごう～

基本方針① 歴史文化資源の価値を調べる、引き出し、守り伝える

基本方針② 歴史文化の魅力を学ぶ、知る、地域振興に活かす

基本方針③ 保存活用の多様な主体の参画を促進する



第6章 歴史文化資源の保存・活用に関する課題・方針

1. 歴史文化資源の保存・活用に関する課題

(1) 調べ、引き出し、守り伝えるための課題

課題1 継続的な調査・研究が必要

→古文書や古写真の記録情報の整理や継続的な資料調査が必要。歴史文化資源の調査研究やその成果の活用・継承に必要な体制の構築が必要。

課題2 文化財指定・登録・認定制度の運用による保存・継承が必要

→歴史文化資源の価値を調査し、指定等文化財を増やすとともに、未指定の文化財についても、宇都宮市民遺産として認定し、保存・継承していくことが必要。

課題3 適正な保存管理環境の整備が必要

→歴史文化資源の適正な保存管理のため、修理や保存施設の維持管理を継続して行っていくことが必要。デジタル技術を用いた保存管理が必要。

課題4 防災・防犯対策が必要

→防災に関しては、歴史文化資源の被災を未然に防ぐための対策や、被災した際の対応について、消防や歴史文化資源所有者等が連携し、災害に備えることが必要。防犯に関しては、行政と所有者で共通した危機意識を持ち、現状把握や防犯体制の構築を行うことが必要。

(2) 学び、知り、地域振興に活かすための課題

課題5 学ぶ機会の充実が必要

→歴史文化資源の価値や魅力を、市民が分かりやすく知り・学び・体験できるよう、次世代の郷土愛を醸成する機会を創出することが必要。

課題6 公開促進及び魅力発信が必要

→歴史文化資源に関する情報を適切な時期に広く周知するため、SNSなどを活用した幅広い媒体による情報発信が必要。

課題7 地域振興等での活用が必要

→歴史文化資源と交通機関の一体的なプロモーションや、歴史文化資源を観光資源とした積極的なまちづくりへの活用等が必要。

(3) 多様な主体の参画を促進するための課題

課題8 保存・活用体制の構築が必要

→歴史文化資源の保存・活用に関わる団体や事業者の活動を活発化させ、歴史文化資源を地域の中で守るための環境づくりを行うことが必要。

2. 歴史文化資源の保存・活用に関する方針

(1) 調べ、引き出し、守り伝えるための方針

→調査・研究の充実、文化財指定・登録・認定制度の適正な運用、適正な保存管理環境の整備、防災・防犯対策の推進。

(2) 学び、知り、地域振興に活かすための方針

→学校教育・生涯学習と連携した学ぶ機会の拡大、公開促進及び魅力発信の強化、地域振興等での活用の推進。

(3) 多様な主体の参画を促進するための方針

→多様な主体が関わる推進体制の構築。

■歴史文化資源把握調査状況一覧

類型	地区	本庁	宝木	陽南	平石	清原	横川	湖沼野	豊郷	国本	富屋	篠井	城山	姿川	雀宮	上河内	河内	
		有形文化財																
有形文化財	建造物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	絵画	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	彫刻	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	工芸品	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	書跡・典籍	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
	古文書	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲
	考古資料	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
歴史資料	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	
無形文化財	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
民俗文化財																		
有形の民俗文化財	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
無形の民俗文化財	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
記念物																		
遺跡	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
名勝地	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
動物・植物・地質鉱物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
文化的景観	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	
伝統的建造物群	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
埋蔵文化財	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
文化財の保存技術	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
その他	○	—	○	○	—	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

※凡例 ○：調査済み ▲：調査不足 —：調査対象なし

宇都宮市文化財保存活用地域計画の概要 第7章

第7章 歴史文化資源の保存・活用に関する措置

- ・基本理念・基本方針に基づき、課題・方針を踏まえ、措置を設定。
- ・措置を実施する取組主体と期間を明記。
- ・措置には、宇都宮市歴史文化基本構想策定以降継続して実施するものと、本計画の計画期間に新たに着手するものがある。現在、推進している、地域で守り伝えられてきた歴史文化資源に関する措置、伝統文化の保存・継承に向けた措置、本市の誇る日本遺産「地下迷宮の秘密を探る旅 大谷石文化が息づくまち宇都宮」に関する措置等に継続して取り組み、さらに、周知啓発のための情報発信や本計画で新たに盛り込んだ歴史文化資源への防災対策などを重点措置とし積極的に取り組んでいく。

(1) 調べ、引き出し、守り伝えるための措置

方針1 調査・研究の充実

→歴史文化資源の把握調査、指定文化財の所在確認調査、埋蔵文化財確認調査、文化財調査員による課題別一斉調査、歴史資料等の体系的整理の検討など。

方針2 文化財指定・認定・登録制度の適正な運用

→未指定文化財の指定・認定・登録の推進、宇都宮市民遺産制度の運用。

方針3 適正な保存管理環境の整備

→指定文化財保存団体育成事業、指定文化財保存管理施設整備事業、指定文化財保存修理事業、市民遺産保存団体育成事業、認定建造物保存修理事業、歴史文化資源のデジタルアーカイブの作成など。

方針4 防災・防犯対策の推進

→文化財レスキュー関係団体との連携、指定等文化財防犯事業、指定等文化財火災予防査察、指定等文化財火災消防訓練、文化財パトロール。

(2) 学び、知り、地域振興に活かすための措置

方針5 学校教育・生涯学習と連携した学ぶ機会の拡大

→宇都宮学の推進、宮っ子伝統文化体験教室、出前講座の実施、歴史と文化財ボランティアガイド養成講座。

方針6 歴史文化資源の公開促進及び魅力発信の強化

→歴史文化資源の情報発信のためのデジタル環境整備、まちなかにおける情報発信機能の充実、『宇都宮の歴史と文化財』ホームページ等による情報発信、SNSを活用した情報発信など。

方針7 地域振興等での活用の推進

→公共交通等と連携した歴史文化資源の観光振興、歴史文化資源の情報発信による地域振興。

(3) 多様な主体の参画を促進するための取組

方針8 多様な主体が関わる推進体制の構築

→宇都宮市大谷石文化推進協議会の運営、宇都宮伝統文化連絡協議会との連携、宇都宮市歴史文化資源活用推進協議会の運営、宇都宮市解説ボランティア団体との連携など。

<本計画における措置の記載例>

	措置名	措置概要	取組主体・協力者				措置の期間						
			行	専	団	市	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13~
4-3	指定等文化財火災消防訓練	指定文化財の火災による消失を防ぐために、市、消防局、指定文化財等所有者、地域住民らによる防火訓練を行う。	◎		○	○	→						
4-4 重点	指定等文化財防犯事業	指定文化財について、行政と所有者が共通した意識を持ち、防犯体制の確認や助言を行う。また、防犯対策に必要な支援についても検討を行う。	◎	○		○	→ 新規						

■措置の表に用いている略称・凡例等

行、行政	文化財担当課、庁内関係課
専、専門	有識者、大学等の専門機関
団、団体	民間団体、各種団体、協議会、企業、学校等
市、市民	宇都宮市民
重点	重点措置
◎	取組主体
○	協力者
→	2024（令和6）年度以前から継続し、今後も恒常的に取り組む措置
→	新規の措置、拡充する措置

宇都宮市文化財保存活用地域計画の概要 第8章

第8章 歴史文化保存活用エリア

(1) 歴史文化保存活用エリアの設定と考え方

文化庁指針では、「文化財が特定の地区に集中している場合に、その周辺環境を含め当該文化財（文化財群）を核として文化的な空間を創出するために、域内の地区特性や歴史文化の特性に応じて市町村が独自に設定する計画区域」を「文化財保存活用区域」としている。

また、宇都宮市歴史文化基本構想では、上記と同様の考え方によって、「歴史文化保存活用区域」として7つのエリアを設定しており、本計画においても宇都宮市歴史文化基本構想で示された7つのエリアを「歴史文化資源保存活用エリア」として設定。

(2) 歴史文化保存活用エリアにおける課題・方針・措置

①市街地中心部エリア

- ・近世の本市は宇都宮城を中心とする城下町であり、その繁栄や当時の様子を今に伝えていくことが必要。
→宇都宮城址公園において、デジタル技術やボランティアの案内により、情報発信を行うなど。

②大谷エリア

- ・日本遺産・重要文化的景観となっている大谷石の景観を一体的に保存・活用していくことが必要。
→一体的な保存・活用を推進し、大谷石の文化に対する価値認識を共有するなど。

③街道沿いエリア

- ・交通の要衝として栄えた宿場の名残を継承しながら歴史文化資源の保存・活用をしていくことが必要。
→関係部署との連携や保存団体への支援によって、宿場町や歴史的建造物の保存・活用に取り組むなど。

④鬼怒川沿いエリア

- ・ライトラインの開業によって飛山城跡やその周辺の歴史文化資源にも訪れてもらう機会の創出が必要。
→飛山城跡やその周辺に所在する歴史文化資源について、魅力発信を図り、人々の周遊を促すなど。

⑤姿川・田川南部エリア

- ・うつのみや遺跡の広場や指定史跡等の今後の保存・活用体制を充実させていくことが必要。
→デジタル技術等を活用した整備に向けて取り組んでいく。

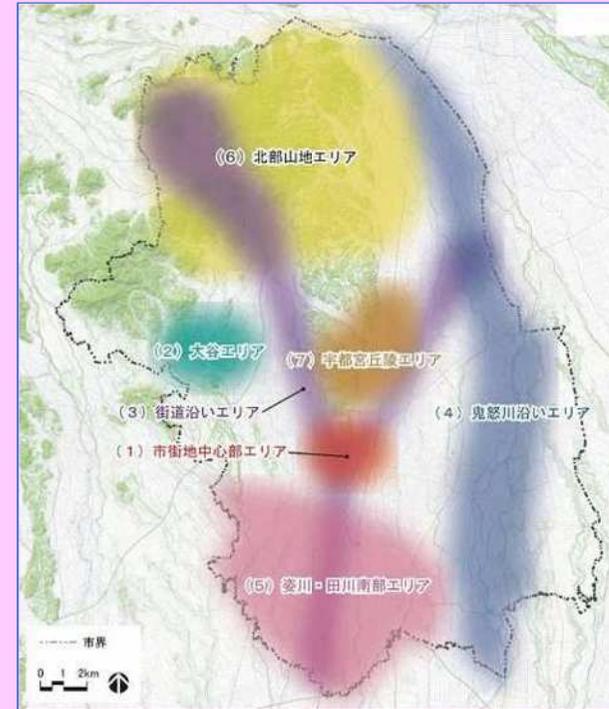
⑥北部山地エリア

- ・農村部を中心として残る伝統文化を継承していくことが必要。
→行政と保存団体が連携し、伝統文化の周知啓発等に取り組み、継承につなげる。

⑦宇都宮丘陵エリア

- ・宇都宮丘陵上に古墳や遺跡、瓦窯跡等の歴史文化資源が残されており、それらを積極的に保存・活用し、地域の古墳文化の更なる周知を図ることが必要。
→地域の学校等と連携し、県指定文化財をはじめとする古墳群を確実に保存しながら、「まほろばの道」の利用の活性化と周辺古墳群の周知に取り組む。

■歴史文化資源保存活用エリア



<本計画における措置の記載例>

	措置名	措置概要	取組主体・協力者				措置の期間						
			行	専	団	市	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
2-1 重点	日本遺産「地下迷宮の秘密を探る旅 大谷石文化が息づくまち宇都宮」に関連する取組	宇都宮市大谷石文化推進協議会と連携し、日本遺産「地下迷宮の秘密を探る旅 大谷石文化が息づくまち宇都宮」のストーリーの普及と構成文化財の活用を推進する。	○	○	◎	○	→						

宇都宮市文化財保存活用地域計画の概要 第9章

第9章 歴史文化資源の保存・活用に関する体制

1. 計画の推進体制

○庁内体制

【所管部局課】

魅力創造部文化都市推進課

- ・歴史文化資源の調査・指定・管理に関すること、埋蔵文化財に関すること、文化財展示施設の管理・運営に関すること、伝統文化継承事業の推進に関すること

【関係部局課】

- 総合政策部広報広聴課、環境部環境保全課、魅力創造部観光MICE推進課、都市整備部都市計画課、都市整備部NCC推進課、消防局予防課、教育委員会事務局学校教育課、教育委員会事務局生涯学習課

○栃木県関係機関

- 栃木県生活文化スポーツ部文化振興課、栃木県立博物館、栃木県立美術館、栃木県立文書館、栃木県埋蔵文化財センター、宇都宮中央・東・南警察署

○専門（有識者、大学等）

- 宇都宮市文化財保護審議委員会、市内に所在する大学

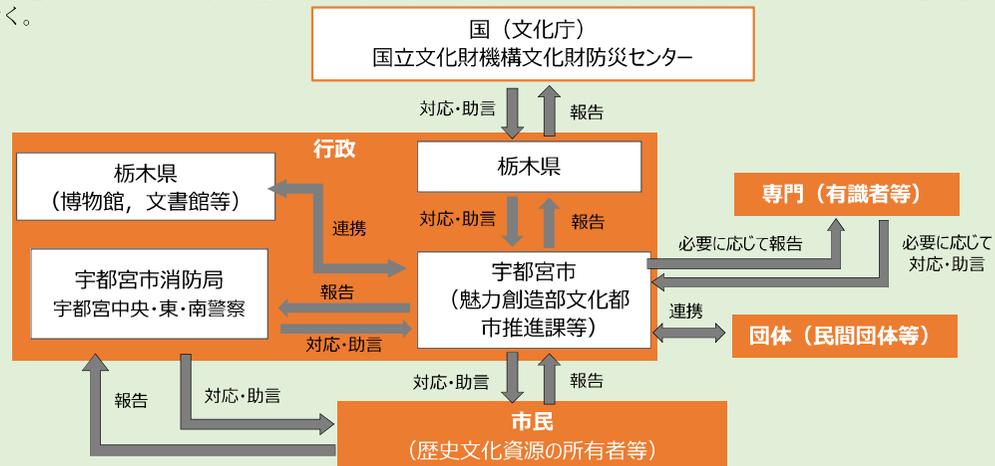
○団体（民間団体、各種団体、協議会、企業、学校等）

- 宇都宮市大谷石文化推進協議会、宇都宮市歴史文化資源活用推進協議会、宇都宮市文化財ボランティア協議会、宇都宮伝統文化連絡協議会、特定非営利活動法人 宇都宮まちづくり推進機構、一般社団法人 宇都宮観光コンベンション協会、公益財団法人 グリーントラストうつのみや、とちぎ歴史資料ネットワーク、うつのみや遺跡の広場、飛山城史跡公園、とびやま歴史体験館、旧篠原家住宅、宇都宮城址公園、上河内民俗資料館

○市民

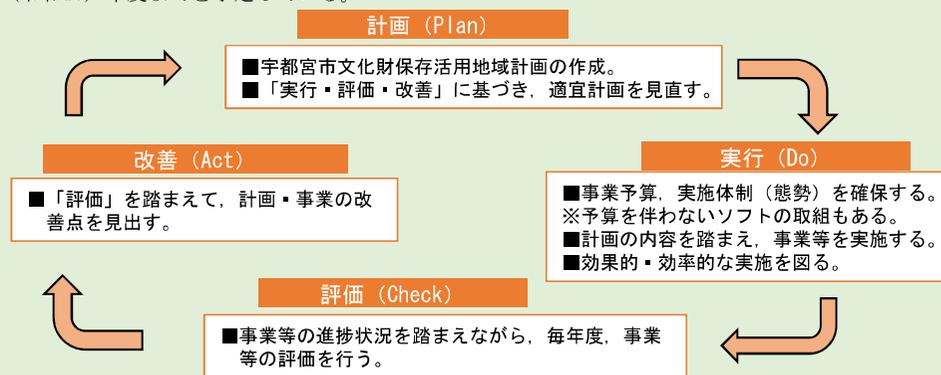
2. 歴史文化資源の防災・防犯に関する体制

災害や犯罪から歴史文化資源を守るには所有者・管理者の力だけでは限界があることから、平時から予防査察や消防訓練等を行い、地域住民、行政、消防・警察などの関係者が連携を取りながら、防災・防犯のための取組を推進できる仕組みを整えておく。



3. 歴史文化資源の防災・防犯に関する体制

計画期間中は進捗管理と自己評価を行い、計画を着実に実施することとし、社会情勢や本市の歴史文化資源を取り巻く状況に変化が生じた場合は、必要に応じて計画の見直しを行う。進捗管理・自己評価は、PDCAサイクル（計画、実行、検証、改善）の考え方の下、計画的に事業を実施し、中間点や終了時点などでは、達成状況、課題などの把握・評価を行いその成果を当該事業の改善及び他の事業や次期地域計画へ反映させることとする。評価については、第6次宇都宮市総合計画後期基本計画の行政評価施策カルテで行う。次期計画は、2031（令和13）年度から、宇都宮市歴史文化基本構想が終了する2036（令和18）年度までを予定している。



第38回宇都宮マラソン大会開催結果について

1 大会概要

- (1) 日 時 令和6年11月17日(日)
- (2) 会 場 清原中央公園及び清原工業団地周辺道路
- (3) 日 程 開会式 午前8時20分
 スタート 午前9時00分～午前10時55分
 クラス別順次スタート
 閉会宣言 午後1時30分
- (4) 開催方法
- ・定員数 5,100人
 - ・コース 昨年から変更なし
 - ・計測方法 ネット方式(GPSセンサーによる計測)
 - ・その他 ゲスト(宇都宮市・大島美幸)によるステージイベント

2 参加状況

(1) 申込・出走

距離	区分	定員 (人)	申込者 (人)	申込率	参加者 (人)	参加率
2 km	親子ペア	1,500	1,364	90.9%	1,298	95.2%
3 km	小学高学年	400	406	101.5%	388	95.6%
5 km	中学生	200	163	81.5%	151	92.6%
	一般	800	769	96.1%	694	90.2%
10 km	一般	1,200	1,179	98.3%	1,093	92.7%
ハーフ	一般	1,000	1,048	104.8%	949	90.6%
合計		5,100	4,929	95.5%	4,573	92.8%

(参考) 申込件数 **4,247件** ※親子ペアマラソンは2人で1件計算

(2) 地域別申込件数

	市 内	県内(市外)	県 外	合 計
申込件数	2,458	908	881	4,247
比 率	57.9%	21.4%	20.7%	100%

(3) 最高齢者

男性 89歳 (群馬県前橋市 5 km)

女性 84歳 (宇都宮市 5 km)

(4) 遠隔地者

北=北海道 南=熊本県

3 ゲストステージイベント等について

- ・ マッスルエイト（パフォーマンスグループ）ステージ
- ・ U字工事 ステージ・トークショー
- ・ 大島美幸 トークショー
- ・ 抽選会プレゼント贈呈式

4 今年度の総括と来年度に向けた取組

(1) 今年度の総括

前回大会を大幅に超える約 5,000 名からの申し込みをいただき、定員を超えるクラスも見られた。

ゲストによるトークショーなどの会場を盛り上げるイベントを引き続き行い、ランナー以外も楽しめる大会の開催を目指していく。

(2) 来年度に向けた取組

- ・ 引き続き小・中学生の申し込み増加に向け周知・広報の手法を検討していく
- ・ ライトライン利用者が停留所と会場を往来する際に歩道が混雑し、ランナーと接触する危険性があるため、乗客が降車後に停留所に滞留しないための動線や、参加者の会場までの誘導方法等、安全に運営する方法を検討していく。

参考

大会成績 クラス別優勝者

種 目		氏 名	住 所	参加者数		
1	2 k m	小学生男女	山田 城都	壬生町	550 人	
		3 年生と親のペア	山田 桜雅			
2	2 k m	小学生男女	岸 大輔	宇都宮市	474 人	
		2 年生と親のペア	岸 新大			
3	2 k m	小学生男女	三瓶 幸彦	宇都宮市	340 人	
		1 年生と親のペア	三瓶 瑛慎			
4	3 k m	小学生女子 4～6 年生	加藤 愛心	芳賀町	155 人	
5		小学生男子 4～6 年生	樋口 優心	宇都宮市	251 人	
6	5 k m	中学生 女子	北村 和奏	宇都宮市	42 人	
7		中学生 男子	深井 真生	矢板市	121 人	
8		一般女子 (高校生～39 歳)	永瀬 誉	宇都宮市	100 人	
9		一般女子 (40～59 歳)	遠藤 常	宇都宮市	126 人	
10		一般女子 (60 歳以上)	津村 早苗	宇都宮市	48 人	
11		一般男子 (高校生～39 歳)	矢野 葵	宇都宮市	144 人	
12		一般男子 (40～59 歳)	手塚 崇	日光市	240 人	
13		一般男子 (60 歳以上)	廣瀬 哲	鹿沼市	111 人	
14		1 0 k m	一般女子 (高校生～39 歳)	阿部 元佳	秋田県にかほ市	80 人
15			一般女子 (40～59 歳)	須田 真寿美	東京都杉並区	105 人
16	一般女子 (60 歳以上)		武石 智子	小山市	14 人	
17	一般男子 (高校生～39 歳)		藤原 広翔	上三川町	299 人	
18	一般男子 (40～59 歳)		山野 陽平	益子町	498 人	
19	一般男子 (60 歳以上)		大沼 和久	日光市	183 人	
20	ハーフ	一般女子 (高校生～39 歳)	本郷 舞	宇都宮市	41 人	
21	マラソン	一般女子 (40～59 歳)	清水 美香	宇都宮市	64 人	
22		一般女子 (60 歳以上)	小熊 淳子	宮城県大河原町	21 人	
23		一般男子 (高校生～39 歳)	椛本 主税	群馬県甘楽町	319 人	
24		一般男子 (40～59 歳)	石田 友和	群馬県伊勢崎市	469 人	
25		一般男子 (60 歳以上)	宮川 政行	宇都宮市	134 人	
				4,929 人		

※大会参加者の記録は、宇都宮マラソン大会ホームページに掲載